

大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱（紙）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府が行う紙入札による物品関係の条件付一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施対象）

第2条 この要綱の対象は、物品の購入契約で予定価格が160万円を超えるものに係る条件付一般競争入札とする。

（公告）

第3条 大阪府総務部契約局長（以下「契約局長」という。）は、物品購入に関する入札情報を大阪府総務部契約局ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html。以下「ホームページ」という。）において公告する。

（公告事項）

第4条 入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格申請書の提出期間、提出先及び入札説明書、契約条項等を示す場所
- (4) 入札の日時及び場所
- (5) 技術審査資料の提出
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（入札参加資格）

第5条 条件付一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札案件の公告日において、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の6第1項の規定により入札案件毎に公告した入札参加資格を満たすもの。ただし、入札案件毎に公告する大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請受付期間において当該申請の受付を完了し、条件付一般競争入札参加申請期限までに大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者を含む。

- (2) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）（開札日において有効な入札書を提出した中小企業者の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）にあつては3者未満、特定品目以外の品目にあつては5者未満である場合は、中小企業者以外の者を含む。）
- (3) 入札案件の公告日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（「電子入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者

（入札への参加）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、第4条の規定により公告する内容に従い、入札参加資格確認申請をしなければならない。

（入札の辞退）

第7条 前条の入札参加資格確認申請をした者は、入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、一旦、辞退したときは、それを撤回し、又は当該入札案件について再度当該申請を行うことができない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札参加資格の審査等）

第8条 契約局長は、第6条の入札参加申請を行った者に対して、入札参加資格の有無を審査し、参加資格確認通知書を発行する。

(入札説明書及び仕様書等に対する質問)

第9条 前条の参加資格確認通知書において、参加資格「有」の通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問を行うことができる。

2 前項の質問に対する回答は、入札参加者全員に対して行う。

(入札参加資格確認申請書類等の提出及び事後審査)

第10条 入札参加者は、第4条の規定により公告する内容に基づき、契約局長が指定する日時及び場所に、必要な入札参加資格確認申請書類及び仕様書に適合した技術審査資料(以下「申請書類等」という。)を提出しなければならない。当該申請書類等を提出しない者の行った入札は、無効とする。

2 前項の規定により提出された申請書類等に不足又は不明瞭なものがあるときは、指定した期日までに追加資料を求めることがある。この場合において、これに応じない者がした入札は、無効とする

3 契約局長は、開札後、第8条第1項に規定する自動審査を行った入札参加資格の確認及びそれ以外の入札参加資格の審査を行う。

(誓約書の提出)

第11条 落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を契約締結までに提出するものとする。

2 落札者が前項に定める誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(入札方法)

第12条 入札は、大阪府一般競争入札心得(物品関係)(以下「心得」という。)に基づき実施する。

2 心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第4条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札保証金等)

第13条 入札保証金は、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第61条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、100分の108に相当する金額の100分の2に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13(経営不振)の規定により入札参加停

止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(入札結果の公表)

第14条 入札結果の公表は、落札決定後にホームページにより行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、心得及び入札案件毎に定める一般競争入札説明書による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月15日から施行する。
- 2 平成26年1月15日以降に公告する入札案件で、平成26年3月31日までに契約の履行を完了するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

【別表】 中小企業官公需特定品目

区分	品目名			
1. 織物	綿・スフ織物(タオル織物を含む。) 麻織物 メリヤス生地等			
2. 外衣・下着類	絹・人絹織物 毛織物 制服(警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等) 雨衣 労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぼう着、エプロン等)の作業外衣 スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等) オーバーコート スプリングコート ジャンパー ズボン ドレス スーツ ジャケット スカート セーター ワイシャツ ブラウス スポーツシャツ シャツ ズボン下等(メリヤス製品を含む。)			
3. その他の繊維製品	1. 2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。) じゅうたん ネクタイ スカーフ マフラー ハンカチーフ 寝具 テント シート 日よけ ほろ等の帆布 シーツ テーブル掛 手ぬぐい ナブキン どん帳 引幕 のぼり ひも類 ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料 柔道着・剣道着等の和装製品 主として繊維製の帽子 繊維製袋 たび くつ下 手袋 網 魚網 網地等 マスク類 腕章			
4. 家具	木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等) マットレス 組スプリング ブラインド 鏡縁 カーテンロッド等のカーテン部品 額縁 黒板 教壇 金庫等			
5. 印刷	機械(とっ版・平版・おっ版等)印刷物及び謄写印刷物 罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等が入った特注品は印刷とみなす。)			
6. 機械すき和紙	トイレットペーパー ティッシュペーパー ちり紙 京花紙 生理用紙 タオル用紙 書道用紙 障子紙等			
7. 潤滑油	潤滑油(グリスを含む。)			
8. 事務用品	(1) 筆記用具 鉛筆 ボールペン サインペン シャープペンシル マジックインキ 吸取紙 ペン皿 墨 墨汁 消しゴム 下敷 机上用マット 万年筆 付ペン(ペン先、ペン軸等) 毛筆 インキ フェルトペン 白墨 インクスタンド 文鎮 すずり 絵画用品等 (2) 事務用品 ナンバーリング チェックライター 数取器 ホッチキス ダイモテープライター 穿孔機 パンチ 統計表示器 新聞架 計算尺 スケール ソロバン 印章 印肉 スタンプ 謄写版及び謄写用具 製図用具 定規 鉛筆削り器 のり テープ等接着用具 クリップ・ピン 画びょう ファイル等 名札 名札ホルダー 写真現像用消耗品 (3) 事務用記録帳簿(印刷に入れるものは除く。) 便箋 封筒 原稿用紙 レポート用紙 記録カード カード ノート類 バインダーリーフ 用紙 集計用紙 決算用紙 伝票 通帳 統計表類 領収書 金銭出納帳 帳簿 給料袋 日誌 日報等			

区分	品目名
9. 台所・食卓用品	<p>(1)調理用具 ほう丁 ボール 洗いおけ 水切り ざる しゃくし類 しゃもじ 皮むき器 手持ちかん切り おろし器 計量スプーン 計量カップ等</p> <p>(2)料理用具 かま なべ 湯沸し(鉄びんを含む。) フライパン 玉子焼き器 コッフェル類 飯ごう等</p> <p>(3)飲食器 さら類 わん類 グラス・コップ類 はち類 ボール類 酒器類等</p> <p>(4)食卓器具 ピッチャ類 ポット類 盆類 きゅうす類 茶卓 調味料入れ ぜん せん抜き ようじ入れ 飯びつ等</p> <p>(5)食料貯蔵器具 米びつ 茶筒類 ポット 水筒 弁当箱 ジャー等</p> <p>(6)ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類 れんげ はし はし箱 はし立て 食事用紙製品(紙コップ・さら等) 飲料用ストロー等</p> <p>(注1)本品目は、金属製(鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等)、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。</p> <p>(注2)なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具」(電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等)、ガス・石油による熱調理器具(ガスレンジ等)、調理機械、「家具」(食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等)、「繊維製品」(テーブル掛け、ナブキン等)、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。</p>
10. 再生プラスチック製製品	<p>(1)くい、さく、支柱類 標識くい 境界くい 測量くい 柵くい 線路表示くい 工事用支柱 さく等</p> <p>(2)板、まくら木類 土止板 フェンス 配管用まくら木等</p> <p>(3)公園施設類 ベンチ 街路樹支柱 公園のさく・くい 遊ぎ具類等</p> <p>(4)土木建築用資材 U字溝 溝ぶた 土管代用品 住宅用資材等</p>
11. 皮革・ゴム製品	ベルト及び帯革 靴類 鞆類
12. 道路標識	道路標識類
13. 車両	自転車